

# 労働関係助成金等

労働関係助成金等整理表

対象者	項目	雇用支援		再就職支援
		一般	特定分野	一般
一般		1. 専門人材確保推進事業費補助金 3. 雇用調整助成金  18. 人材確保等支援助成金 (人事評価改善等助成コース)	4. 人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース) 6. IT人材確保促進支援補助金 (インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援)	
建設事業主等				
解雇、倒産等で失業を余儀なくされた労働者等		16. 労働移動支援助成金		16. 労働移動支援助成金
母子家庭の母等		5. 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース・生涯現役コース・被災者雇用開発コース・生活保護受給者等雇用開発コース) 11. トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)		
障がい者		2. 島根県特例子会社等設立支援事業助成金 5. 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース・生涯現役コース・被災者雇用開発コース・生活保護受給者等雇用開発コース) 7. 障害者作業施設設置等助成金 10. 障害者職場実習支援事業 12. トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース) 20. 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース) 22. 障害者雇用安定助成金 23. 特定求職者雇用開発助成金 (障害者初回雇用コース)		
若年者等		11. トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) 13. トライアル雇用補助金 (若年・女性建設労働者トライアルコース) 33. 特定求職者雇用開発助成金三年以内既卒者等採用定着コース		
中高年齢者		5. 特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース・生涯現役コース・被災者雇用開発コース・生活保護受給者等雇用開発コース) 11. トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース) 14. 65歳超雇用推進助成金 32. 生涯現役起業支援助成金		
過疎地域		15. 地域雇用開発助成金 (地域雇用開発コース)		
その他		17. キャリアアップ助成金		

※事業の番号は掲載順である。

再就職支援 特定分野	能力開発	環境整備
6. IT人材確保促進支援補助金 (インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援)	26. 人材開発支援助成金 27. 認定職業訓練助成事業費補助金	18. 人材確保等支援助成金 (雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・介護・保育労働者雇用管理制度助成コース・設備改善等コース) 24. 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金) 29. 両立支援等助成金 31. 出産後職場復帰促進奨励金 (中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業) 34. 受動喫煙防止対策助成金 35. 時間外労働等改善助成金 36. しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金
	16. 労働移動支援助成金	
		8. 障害者介助等助成金 9. 重度障害者等通勤対策助成金
		14. 65歳超雇用推進助成金
	28. 伝統工芸雇用就業資金貸付金	30. しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

専門的・技術的人材を確保するために

## 専門人材確保推進事業費補助金

島根県内の中小企業等で必要とされる専門人材<sup>\*1</sup>を県外からのU・Jターンで確保することを支援するため、人材確保に要する経費を支援します。

- ※1 専門人材 雇用される企業等で必要とされる分野において、責任者などの実務経験を概ね3年以上有し、事業創出力強化等に寄与すると認められるもので次の要件を満たす者。
- ・雇用される際の年間換算給与額（割増賃金の基礎となる賃金の部分）又は役員報酬額が原則300万円以上。
  - ・補助対象事業者の役員の3親等以内の親族でない。
- ※職務経歴・経験、県内企業等において担う役割などから、補助対象となるか否かを判断します。

### ●補助対象事業者

島根県内に事業所を有する中小企業事業主<sup>\*2</sup>

- ※2 中小企業事業主 次表の業種毎にア又はイを常態として満たす事業主

業種	ア 資本金の額又は出資の総額	イ 常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

### ●事業内容

補助対象事業者が県外からU・Jターン<sup>\*3</sup>する専門人材を確保するために支出した経費を補助。（消費税及び地方消費税の額を除く。）

- ※3 U・Jターン 島根県外居住の専門人材が就職に伴い島根県内に居住地を移転すること。

補助対象経費	補助率	補助限度額
人材紹介手数料（成功報酬部分に限る。）	1/2	100万円
移転費（県外居住地から県内居住地までの引越費用、赴任旅費）		20万円
視察旅費（家族分を含む。ただし、雇用した場合のみ対象とする。）		10万円

※平成30年4月1日から平成31年3月31日に支出したものに限り。

※移転費、視察旅費については補助対象事業者の規則等に支給根拠があり、総勘定元帳、領収書等の関係書類で支出内容が確認できることが必要。

### お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課 多様な就業推進室

女性・高齢者等就業支援グループ

TEL 0852-22-5309 FAX 0852-22-6150

E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/tayo-syugyo/>

障がい者雇用の拡大のために

**島根県特例子会社等設立支援事業助成金**

- 対象者  
県内で特例子会社の認定を受けた者又は重度障害者多数雇用事業所の設置を完了し操業を開始した者
- 対象経費  
設立プラン策定に要する費用、先進企業の視察に要する経費、株式会社設立に要する経費、障がい者である従業員の採用に係る経費など
- 助成率  
2 / 3 以内
- 助成限度額  
300万円

**お問い合わせ**

島根県商工労働部 雇用政策課 多様な就業推進室  
 女性・高齢者等就業支援グループ  
 TEL 0852-22-5309 FAX 0852-22-6150  
 E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp  
 ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/tayo-syugyo/>

雇用の維持を図るために

## 雇用調整助成金

### ●対象者

- 1 労使間の協定に基づいて休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った雇用保険の適用事業の事業主で、売上高又は生産量等の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。
- 2 雇用保険被保険者等の雇用量を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業は10%を超えかつ4名以上）増加していないこと。
- 3 過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

### ●事業内容

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

### ●助成内容

- 1 休業等（休業・教育訓練）の場合  
休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の1/2（中小企業は2/3）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。  
教育訓練を実施した場合は、訓練経費として1人1日当たり、1,200円を加算。  
ただし、教育訓練受講日に対象被保険者を業務に就かせるものは、助成対象外となります。
- 2 出向の場合  
出向元事業主の負担額の1/2（中小企業は2/3）。ただし、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額に350/365を乗じて得た額が限度となります。

### ●その他

休業等又は出向を開始する日の2週間前までに、実施計画届を公共職業安定所に提出してください。

### お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

中小企業者を構成員とする事業協同組合等の皆さまへ

**人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）**

中小企業者を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合、それに要した費用の3分の2を助成します。

なお、助成金制度の活用にあたっては、中小企業労働法に基づく「改善計画」を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

## ●事業実施期間

原則1年間（前期6か月・後期6か月）

改善計画の計画期間の範囲内であれば、1年間の延長の申請を行うことができます。

## ●助成対象費用

認定組合等の規模に応じて、1年あたりの限度額があります。

- 1 大規模認定組合等（構成中小企業者数が500以上）  
1,000万円
- 2 中規模認定組合等（構成中小企業者数が100以上500未満）  
800万円
- 3 小規模認定組合等（構成中小企業者数が100未満）  
600万円

## お問い合わせ

〔助成金の申請窓口〕

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

〔改善計画の申請窓口〕

島根県商工労働部 雇用政策課 労働福祉グループ

TEL 0852-22-5297

E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

## 雇用・人材

高齢者や障がい者などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るために

## 特定求職者雇用開発助成金

( 特定就職困難者コース・生涯現役コース・  
被災者雇用開発コース・生活保護受給者等雇用開発コース )

### 1 特定就職困難者コース

#### ●対象者

公共職業安定所、地方運輸局、職業紹介事業者（以下「公共職業安定所等」という。）の紹介により、特定就職困難者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

#### ●事業内容

特定就職困難者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

#### ●助成内容

対象労働者		助成対象期間	支給額
短時間労働者 以外労働者	高齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	1年 （1年）	60万円 （50万円）
	身体・知的障がい者	2年 （1年）	120万円 （50万円）
	重度障がい者等（重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者）	3年 （1年6か月）	240万円 （100万円）
労働時間 者間	高齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	1年 （1年）	40万円 （30万円）
	身体・知的・精神障がい者	2年 （1年）	80万円 （30万円）

（ ）は中小企業事業主以外に対する助成対象期間及び支給額です。「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

#### ●その他

特定就職困難者とは、

60歳以上の者、障がい者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者（65歳未満の者に限る。重度障がい者等以外の者は在職者を除く。）をいいます。

## 2 生涯現役コース

### ●対象者

公共職業安定所等の紹介により、65歳以上の離職者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

### ●事業内容

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇入れた事業主（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。）に対して、賃金相当額の一部を助成します。

### ●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
30時間以上（短時間労働者以外）	1年	70万円（60万円）
20時間以上30時間未満（短時間労働者）	1年	50万円（40万円）

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

### ●その他

「65歳以上の離職者」の要件とは、

①雇入れ日現在において満65歳以上の者であること

②紹介を受けた日に、雇用保険被保険者でない者（失業等の状態にある者）

## 3 被災者雇用開発コース

### ●対象者

公共職業安定所等の紹介により、東日本大震災による被災離職者または被災地求職者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

### ●事業内容

被災離職者、被災地求職者を一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇入れた事業主（1年以上継続して雇用することが見込まれる場合に限る。）に対して、賃金相当額の一部を助成します。

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
30時間以上（短時間労働者以外）	1年	60万円（50万円）
20時間以上30時間未満（短時間労働者）	1年	40万円（30万円）

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

●その他

「被災離職者」及び「被災地求職者」とは、震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域等に居住していた者であって、離職後または震災後、安定した職業についていない者をいいます。

4 生活保護受給者等雇用開発コース

●対象者

地方公共団体から公共職業安定所に対し就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、公共職業安定所等の紹介により、雇入れた雇用保険の適用事業の事業主。

●事業内容

生活保護受給者や生活困窮者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支給額
30時間以上（短時間労働者以外）	1年	60万円（50万円）
20時間以上30時間未満（短時間労働者）	1年	40万円（30万円）

（ ）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。

### ●その他

生活保護受給者とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。

生活困窮者とは、地方公共団体が自立支援計画の作成を行った方で計画に記載された目標達成時期が到達していない方に限ります。

### お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

即戦力となるIT人材の確保

## IT人材確保促進支援補助金 (インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援)

●事業内容

既戦力となる県外に居住するIT人材の採用（求人内容が県内勤務に限る。）を目的として利用する以下のサービスに係る経費を支援します。

●対象経費

下記の職業紹介事業者が提供する次のサービスに係る経費（ただし、他の補助金等の交付を受ける事業は除く）

- (1) インターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービスの利用料（一般紹介（登録）型のサービスに限る）
- (2) 求人・求職イベントへの出展料

●対象となるIT企業等

- (1) 対象となる県内IT企業

県内に事業所（本社、支社又は開発拠点）を有し、ソフトウェア開発を業とする企業

- (2) 対象となる職業紹介事業者

以下の条件を全て満たす者であること

ア 職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた者

イ インターネットによる一般紹介（登録）型（企業と就職希望者それぞれからの求人及び求職に基づき職業紹介事業者が求人及び求職条件が一致する組み合わせを仲介する職業紹介をいう。）の人材あっせん業務を行う又は合同企業説明会等の求人・求職イベントを開催する者。

ウ 上記イの業務を全国規模で行っており、県内での職業紹介実績がある者又は県内への職業紹介実績が見込まれる者

- (3) 対象となるIT人材

ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有する者

●補助率等

- (1) 対象経費 400万円以下
- (2) 補助率 対象経費の1/2以内（補助上限額200万円）
- (3) 補助期間 平成30年度（単年度）

お問い合わせ

島根県商工労働部 産業振興課 情報産業振興室  
TEL 0852-22-5620 FAX 0852-22-5638

## 障がい者の雇い入れに

**障害者作業施設設置等助成金**

## ●事業内容

障がい者を常用労働者として雇入れるか継続して雇用している事業主が、その障がい者が障がい克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするためのトイレ、スロープ等の附帯施設又は改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

## ●助成金内容

## 1. 第1種障害者作業施設設置等（設置・整備）

助成率：2／3

支給限度額：対象障がい者1人につき450万円（設備は150万円（中途障がい者の場合は450万円）ただし、同一事業所につき同一年度当たり4,500万円）

※短時間支給対象障がい者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）はそれぞれの半額

## 2. 第2種障害者作業施設設置等（賃借）

助成率：2／3

支給限度額：対象障がい者1人につき月13万円（設備は5万円（中途障がい者の場合は13万円））

支給期間：3年

※短時間支給対象障がい者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）はそれぞれの半額

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

## お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課  
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

## 雇用・人材

## 障がい者の雇い入れに

## 障害者介助等助成金

## ●事業内容

重度身体障がい者又は就職が特に困難と認められる身体障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

## ●助成金内容

## 1. 職場介助者の配置又は委嘱

助成率：3/4

支給限度額：配置 1人月15万円

委嘱 1回1万円

(年150万円まで、事務的業務以外年24万円まで)

支給期間：10年

## 2. 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置

助成率：2/3

支給限度額：配置 1人月13万円

委嘱 1回9千円

(年135万円まで、事務的業務以外年22万円まで)

支給期間：5年

## 3. 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱

助成率：3/4

支給限度額：委嘱 1回6千円

(障がい者9人までの場合年28万8千円まで、10人以上の場合は、10人ごとに28万8千円を加算した額以下)

支給期間：10年

## 4. 障害者相談窓口担当者の配置

新たに障がい者相談窓口担当者を「増配置」

支給限度額：①専従の場合（2名まで）1名につき月額8万円

②兼任の場合（5名まで）1名につき月額1万円

(中小企業：最大12ヵ月、その他：最大6ヵ月)

支給回数：1回

障がい者相談窓口担当者が研修を受講

支給限度額：研修等の受講費の3分の2（最大20万円）

1名につき時間額700円（上限月10時間かつ10名まで）

支給回数：1回

相談業務等を専門機関に委託

支給限度額：委嘱経費として支払った額の3分の2

(上限月額10万円かつ最大6ヵ月)

支給回数：1回

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

## お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課

TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

## 障がい者の雇い入れに

**重度障害者等通勤対策助成金**

## ●事業内容

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は通勤が特に困難と認められる身体障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障がい者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

## ●助成金内容

## 1. 住宅の賃借

助成率：3／4

支給限度額：世帯用月10万円単身者用月6万円

支給期間：10年

## 2. 指導員の配置

支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。

助成率：3／4

支給限度額：配置1人につき月15万円

支給期間：10年

## 3. 住宅手当の支払

助成率：3／4

支給限度額：対象障がい者1人につき月6万円

支給期間：10年

## 4. 通勤用バスの購入

支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。

助成率：3／4

支給限度額：1台700万円

## 5. 通勤用バス運転従事者の委嘱

支給対象となる障がい者を5人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。

助成率：3／4

支給限度額：委嘱1回6千円

支給期間：10年

6. 通勤援助者の委嘱

助成率：3／4

支給限度額：委嘱費は委嘱1回につき2千円交通費は1つの受給資格認定につき3万円

支給期間：1ヵ月間

7. 駐車場の賃借

助成率：3／4

支給限度額：対象障がい者1人につき月5万円

支給期間：10年

8. 通勤用自動車の購入

助成率：3／4

支給限度額：1台150万円(1級又は2級の両上肢障がい1台250万円)

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

障がい者を雇用したことがない事業主、精神障がい者を雇用したことがない事業主のために

**障害者職場実習支援事業**

障がい者を雇用したことがない事業主、精神障がい者を雇用したことがない事業主が 障がい者の受入を進めるため、就職を目指す障がい者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、職場実習受入謝金等を支給します。

対象となる障がい者	対象となる措置	支給額	支給回数
①過去3年間、障がい者の雇用実績がない事業主の場合 ・身体障がい者 ・知的障がい者 ・精神障がい者	職場実習の受入 ・実習期間 1週間～1ヵ月 (5～20日間程度) ・1日当たりの実習時間 3時間程度～	職場実習受入謝金  実習対象者1名につき 1日 5,000円 限度額 同一年度で50万円	同一年度 2回まで
②過去3年間、精神障がい者の雇用実績がない事業主の場合 ・精神障がい者  (注) 同時期に実施できる実習対象者は、実習を指導する者1名につき3名まで	実習指導員(※)の委嘱  (※) 実習指導員の要件 ・職場適応援助者養成研修修了者で、障がい者に対する就労支援の経験が1年以上ある方 ・障がい者に対する就労支援や雇用管理の経験が3年以上ある方	実習指導員への謝金  1日 16,000円  { 1日の支援時間が 4時間未満の場合 8,000円 }	

※謝金等を受給するためには、定められた要件を満たす必要があります。

お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課  
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

## トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

### ●対象者

事前にトライアル雇用求人をご公共職業安定所等に提出し、次のいずれかの要件を満たし、かつ、紹介日にトライアル雇用を希望している者を、ご公共職業安定所等の紹介により試行的に雇用する雇用保険の適用事業主。

- ①紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する者
- ②紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業についていない者
- ③紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している者
- ④紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている者
- ⑤妊娠・出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている者
- ⑥就職の支援を行うに当たって、特別な配慮を要する者（母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者等）

### ●事業内容

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者（上記①～⑥）について、これらの者を一定期間試行雇用（原則3か月）することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することを通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

### ●助成内容

支給額・・・対象労働者1人につき月額最大40,000円（最長3か月）  
ただし、対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、あるいは若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象労働者を雇い入れた場合は、1人につき月額最大50,000円（最長3か月）

### お問い合わせ

各ご公共職業安定所（ハローワーク）  
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課  
TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

一定期間試行雇用することにより、求人者と求職者の相互理解を促進します

## トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

障がい者雇用に対する不安のある事業主が、職業経験、技能、知識等から就職が困難な障がい者を一定期間試行雇用することにより、事業主及び労働者の相互理解を促進すること及び障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

### ●対象事業主

事前に障害者トライアル雇用求人を入働ワーク等に提出し、入働ワーク等の紹介によって、対象労働者を原則3か月（精神障がい者の場合は原則6か月以上12か月以内）の有期雇用で雇入れた事業主であること。

### ●対象労働者

- ①紹介日時点で、就労の経験のない職業に就くことを希望している者
- ②紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している者
- ③紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている者
- ④重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者
- ⑤週20時間以上の就業が直ちには困難であり、雇入れ当初は週20時間未満の短時間トライアル雇用が必要である精神障がい者又は発達障がい者

種 類	区 分	トライアル雇用期間等	支 給 額 ※就労日数により減額あり
障害者 トライアルコース	精神障がい者以外	原則3か月 (週20時間以上)	月額4万円 (最大3か月)
	精神障がい者	原則6か月以上 12か月以内 (週20時間以上)	1～3か月目： 月額8万円 4～6か月： 月額4万円 (最大6か月)
障害者短時間 トライアルコース	精神障がい者・発達 障がい者	原則3か月以上 12か月以内 (雇入れ当初は、週10 時間以上20時間未満)	月額4万円 (最大12か月)

### お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）  
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課  
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

## トライアル雇用助成金 (若年・女性建設労働者トライアルコース)

中小建設事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用しトライアル雇用助成金（一般トライアルコース又は障害者トライアルコース）の支給決定を受けた場合に助成。

### 【助成額】

- ・ 1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）

### お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）  
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課  
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

高年齢者の雇用推進を図るために

**65歳超雇用推進助成金****(1) 65歳超継続雇用促進コース**

## ●助成内容

就業規則等により、次のいずれかの制度を実施した事業主に助成します。

- (イ) 65歳以上の定年引上げ
  - (ロ) 定年の定めの廃止
  - (ハ) 66歳以上の希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入
- 1事業主あたり1回限りとなります。

## ●助成額

【65歳以上への定年引上げ】【定年の定めの廃止】 ( ) は引き上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の 定めの廃止
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 ( ) は引き上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者	66歳から69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

★定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額はいずれが高い額のみ。

**(2) 高年齢者雇用環境整備支援コース**

## ●助成内容

高年齢者向けの機械設備の導入や雇用管理制度の整備等について、措置を実施した事業主に対して助成します。

## ●高年齢者雇用環境整備の措置

- ①高年齢者向けの機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

高年齢者の就労機会の拡大が可能となる機械設備、作業方法、作業環境の導入又は改善など

②高年齢者の雇用管理制度の整備

職務に応じた賃金・能力評価制度、短時間勤務制度などの導入・改善、法定外の健康管理制度の導入など

●助成額

①～②に係る雇用環境整備計画の実施に要した費用の額の60%（中小企業以外45%）。

なお、生産性要件を満たしている場合は、計画の実施に要した費用の額の75%（中小企業以外60%）。（上限1,000万円）

※高年齢者雇用環境整備措置の対象となる1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人当たり28万5千円（生産性要件を満たしている場合は36万円）上限

### (3) 高年齢者無期雇用転換コース

●助成内容

50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して、その人数に応じて助成します。（転換制度を就業規則等に規定する必要があります。）

●助成額

対象者1人につき48万円（中小企業以外38万円）を支給します。

生産性要件を満たしている場合には対象労働者1人につき60万円（中小企業以外48万円）となります。

1支給年度 1適用事業所あたり10人までとなります。

※助成金を受給するためには、助成金ごとに定められた要件を満たす必要があります。

#### お問い合わせ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 高齢・障害者業務課  
TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

## 地域での雇用拡大に

**地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)**

若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）又は特定有人国境離島等地域において、雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を一定の条件で雇入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

## ●主な支給要件（計画期間は最長18か月）

- 1 地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備（引渡し・納品・契約期間開始・支払いが計画期間内）が300万円以上であること。
- 2 計画期間の間に対象労働者を3人（創業の場合は2人）以上増加させること。

## ●助成額等

- 1 支給期間  
1年ごとに最大3年間（3回）支給
- 2 1回あたりの支給額  
基本額 48万円～760万円  
（生産性要件を満たした場合は60万円～960万円）  
（創業の要件を満たす場合は50万円～800万円）

また、1回目の支給時に限り、中小企業事業主の場合は1回目の支給額の2分の1の金額を上乗せ、創業の場合は1回目の支給額と同額を上乗せします。

## ●地域

- 1 県内の過疎等雇用改善地域（指定期間は平成31年3月31日まで）  
雲南市、奥出雲町、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
- 2 県内の特定有人国境離島等地域（町村名）  
島後（隠岐の島町）、中ノ島（海士町）、西ノ島（西ノ島町）、知夫里島（知夫村）

## お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）  
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課  
TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

「失業なき労働移動の」円滑化のために

**労働移動支援助成金**

## 1 再就職支援コース

## ●事業内容

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託し、対象労働者の離職日から6か月（45歳以上は9か月）以内に再就職が実現した場合に、その支援を委託したり、求職活動のための休暇を付与する事業主に対して助成します。対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成します。

## ●助成内容

1. 再就職支援 ※再就職実現時のみ	通常	中小企業：委託費用の1/2（45歳以上2/3） 中小企業以外：委託費用の1/4（45歳以上1/3）
	特例（※）に該当する場合	中小企業：委託費用の2/3（45歳以上4/5） 中小企業以外：委託費用の1/3（45歳以上2/5）
	（※）職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合	
訓練加算	委託費用の2/3 ※再就職実現時のみ	
グループワーク	3回以上実施で1万円を上乗せ ※再就職実現時のみ	
2. 休暇付与支援	中小企業：8千円/日、中小企業以外：5千円/日 ※再就職実現時のみ	
3. 職業訓練実施支援	訓練実施費用の2/3 ※再就職実現時のみ	

## ●その他

対象労働者について、「再就職援助計画」又は「求職活動支援書」の対象となっていることが必要です。

## 2 早期雇入れ支援コース

〔早期雇入れ支援〕

## ●事業内容

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者と

して雇入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成します。

●支給額

支給対象者1人につき30万円 優遇助成（※）に該当する場合は80万円～100万円。）

※優遇助成とは、生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業所から離職者を雇入れた場合。

●その他

早期雇入れ支援については、対象労働者を離職の日の翌日から3か月以内に雇入れ、かつ、助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる場合に支給対象となります。

[人材育成支援]

●事業内容

再就職援助計画等の対象となった労働者の雇入れによる労働者の受入れを行い、その労働者に対して訓練（Off-JTのみ、又はOff-JT及びOJT）を行った事業主に対して助成します。

●助成内容

		通常助成	優遇助成 （※1）	優遇助成 （賃金上昇区分） （※2）
OJT賃金助成 （340時間を限度）		800円/時	900円/時	1,000円/時
Off-JT	賃金助成 （600時間を限度）	900円/時	1,000円/時	1,100円/時
	経費助成	上限30万円	上限40万円	上限50万円

※1 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇入れた場合に支給

※2 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇入れ、当該対象者の雇入れから1年後の賃金を一定程度上昇させた場合に支給

### 3 中途採用拡大コース

●事業内容

中途採用者の雇用管理制度を整備し、生産性の向上を図るために中途採用の拡大（①中途採用率を向上させること、又は、②45歳以上の方を初めて中途採用すること）を図った事業主に対して助成します。

●助成内容

	①中途採用割合を引き上げた場合	②45歳以上の者を初めて中途採用した場合
助 成 額	50万円	60万円
生産性要件を満たした場合の上乗せ助成額（※）	25万円	30万円

●その他

受給するためには、中途採用計画の届出が必要となります。

①の場合、中途採用計画期間より前の中途採用率が50%未満の事業所が、中途採用計画期間内に中途採用率を20ポイント以上向上させることが必要です。

②の場合、中途採用計画期間より前に45歳以上の方を中途採用したことがない事業所が、中途採用計画期間内に45歳以上の方を初めて中途採用したことが必要です。

※中途採用拡大に取り組む際に提出した中途採用計画の開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性要件を満たしていた場合に支給します。

**お問い合わせ**

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7020 FAX 0852-20-7025

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップに取り組む事業主の皆さまへ

## キャリアアップ助成金

### 平成30年度以降のキャリアアップ助成金について

#### ～ 拡充などの主な変更のご案内 ～

※本内容は、平成30年4月1日以降に転換等した場合に適用されます。

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の方の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化などの取組を実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。

そのうち4つのコースについて、拡充や整理統合などの内容変更を行いました。

#### 1. 正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換、または直接雇用した場合に助成

##### 拡 充

1年度1事業所あたりの支給申請上限人数

15人



20人

##### 支給要件の追加

##### 追加要件 (1)

正規雇用等へ転換した際、  
転換前の6ヶ月と転換後の6ヶ月の賃金(※)を比較して、  
**5%以上増額していること**

※賞与(就業規則又は労働協約に支給時期及び支給対象者が明記されている場合に限る。)や諸手当(通勤手当、時間外労働手当(固定残業代を含む)、休日出勤に対する休日手当及び本人の営業成績等に応じて支払われる歩合給などは除く)を含む賃金の総額。

※所定労働時間が異なる場合は1時間あたりの賃金。

##### 例

##### 正社員転換

転換前6ヶ月賃金の合計120万円  
(20万円×6ヶ月)

転換後6ヶ月賃金の合計146万円  
(21万円×6ヶ月+賞与20万円)

$$\frac{(146万円 - 120万円)}{120万円} \times 100 = 21\% \text{ (少数点以下切り捨て)} > 5\%$$

##### 追加要件 (2)

有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間が**3年以下に限ること**

## 2. 人材育成コース

有期契約労働者等に、一般職業訓練（※1）または有期実習型訓練（※2）を実施した場合に助成

（※1）Off-JT（※2）ジョブ・カードを活用したOff-JT+OJT

### 整理統合

人材育成コース



人材開発支援助成金 に統合

※ただし、平成30年3月31日までに訓練計画届の提出がなされている場合に限り、引き続き、現在の人材育成コースとして支給申請することは可能です。

## 3. 賃金規定等共通化コース

有期契約労働者等に、正規雇用労働者と共通の賃金規定等を新たに規定し、適用した場合に助成

### 新規

▶共通化した対象労働者（2人目以降）について、下の加算措置を適用

助成額を上乗せする 加算措置 (上限20人まで)	中小企業	中小企業以外
	対象労働者1人あたり 20,000円 <24,000円>	対象労働者1人あたり 15,000円 <18,000円>

<>内は生産性要件を満たした場合の額です。

## 4. 諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成

### 新規

①人数に応じた加算措置 ▶共通化した対象労働者（2人目以降）に適用

助成額を上乗せする 加算措置 (上限20人まで)	中小企業	中小企業以外
	対象労働者1人あたり 15,000円 <18,000円>	対象労働者1人あたり 12,000円 <14,000円>

①諸手当の数に応じた加算措置 ▶同時に共通化した諸手当（2つ目以降）に適用

助成額を上乗せする 加算措置	中小企業	中小企業以外
	諸手当の数、1つあたり 160,000円 <192,000円>	諸手当の数、1つあたり 120,000円 <144,000円>

<>内は生産性要件を満たした場合の額です。

※事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。

※すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が当初の計画とは異なるコースを利用するなどの場合、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要となります。キャリアアップ計画変更届は厚生労働省HPIにも掲載しています。

各コースの助成内容

助成内容	助成額	※ < > は生産性の向上が認められる場合の額		
		中小企業の場合	大企業の場合	
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合 (1人当たり)	①有期→正規	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
		②有期→無期	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		③無期→正規	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
		※正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。 ※派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、 ①③：1人当たり28万5,000円<36万円> (大企業も同額) 加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所で35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円<12万円> (大企業も同額) 加算、 ②③：47,500円<60,000円> (大企業も同額) 加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円<12万円> (大企業の場合、71,250円<90,000円)> 加算		
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合 (対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1~3人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
		4~6人	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		7~10人	28万5,000円<36万円>	19万円<24万円>
		11~100人*1人当たり	28,500円<36,000円>	19,000円<24,000円>
		②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定		
		対象労働者数 1~3人	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
		4~6人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
		7~10人	14万2,500円<18万円>	95,000円<12万円>
		11~100人*1人当たり	14,250円<18,000円>	9,500円<12,000円>
※中小企業において3%以上増額した場合、 ①：1人当たり14,250円<18,000円>加算、②：1人当たり7,600円<9,600円>加算 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり19万円<24万円> (大企業の場合、14万2,500円<18万円)> 加算				
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合 (1事業所当たり)	38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>	
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>	
		※対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円> (大企業の場合、1.5万円<1.8万円)> 加算		
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)	38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>	
		※対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円> (大企業の場合、1.2万円<1.4万円)> 加算 ※共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円> (大企業の場合、12万円<14.4万円)> 加算		
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金引上げを実施した場合 (基本給の増額割合に応じて、1人当たり)	増額割合 3%以上5%未満	19,000円<24,000円>	14,250円<18,000円>
		5%以上7%未満	38,000円<48,000円>	28,500円<36,000円>
		7%以上10%未満	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
		10%以上14%未満	76,000円<96,000円>	57,000円<72,000円>
		14%以上	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合 (1人当たり)	5時間以上延長	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
		※ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成		
		1時間以上2時間未満	38,000円<48,000円>	28,500円<36,000円>
		2時間以上3時間未満	76,000円<96,000円>	57,000円<72,000円>
		3時間以上4時間未満	11万4,000円<14万4,000円>	85,500円<10万8,000円>
4時間以上5時間未満	15万2,000円<19万2,000円>	11万4,000円<14万4,000円>		

◆人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。  
 ※生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。  
 ◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

**お問い合わせ** 各公共職業安定所(ハローワーク)  
 厚生労働省島根労働局職業安定部 訓練室  
 TEL 0852-20-7028 FAX 0852-20-7025

金融制度  
 相談窓口・情報提供  
 専門家派遣  
 イベント・展示会等  
 商工関係補助金等  
 労働関係助成金等  
 その他補助金等  
 研修・セミナー等  
 その他支援事業

魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆さまへ

## 人材確保等支援助成金

**雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース  
介護・保育労働者雇用管理制度助成コース・人事評価改善等助成コース  
設備改善等支援コース**

雇用管理制度や生産性の向上に資する設備等の導入など、労働者の雇用環境の整備に取り組む事業主に対して助成するもので、生産性の向上、賃金アップ、従業員の離職率の低下など、魅力ある職場の創出を目的としています。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

- 1 雇用管理制度助成コース【制度導入助成はございません】  
目標達成助成：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）  
雇用管理制度の（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度）の導入・運用によって、離職率が目標値以上低下した場合。
- 2 介護福祉機器助成コース【介護事業主が対象】
  - (1) 機器導入助成  
助成対象となる介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円）
  - (2) 目標達成助成  
助成対象となる介護福祉機器の導入費用の20%（上限150万円）  
（生産性要件を満たした場合は35%（上限150万円））
- 3 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース【介護、保育事業主が対象】
  - (1) 制度整備助成：50万円  
労働協約又は就業規則を変更することにより、助成金の対象となる賃金制度を新たに定めるか、又は改善した場合。
  - (2) 目標達成助成（第1回）：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）  
雇用管理制度の適切な運用を経て、離職率が目標値以上低下した場合。
  - (3) 目標達成助成（第2回）：85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円）  
第1回時の離職率が維持され、かつ20%以下である場合。
- 4 人事評価改善等助成コース
  - (1) 制度整備助成：50万円  
生産性向上に資する人事評価制度及び定期昇給等のみによらない賃金制度を整備し、賃金アップを実施した場合。

- (2) 目標達成助成：80万円  
制度整備に加え、3年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上、労働者の賃金の2%のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合。
- 5 設備改善等支援コース
- A 雇用管理改善計画期間1年タイプ【対象は中小企業事業主のみ】
- (1) 計画達成助成：50万円  
生産性の向上に資する175万円以上1,000万円未満の設備等を導入し、かつ計画の開始から1年後に、雇用管理改善の取り組みにより賃金を2%以上アップさせた場合。
- (2) 上乗せ助成：80万円  
計画の開始から3年後に、引き続き生産性の向上に資する設備等を活用しており、かつ6%以上の賃金アップと、6%以上の生産性向上を達成した場合。
- B 雇用管理改善計画期間3年タイプ
- (1) 計画達成助成（1回目）  
50万円～100万円（助成額は設備導入費用により変動）  
生産性の向上に資する240万円以上（大企業は5,000万円以上）の設備等を導入し、かつ計画の開始から1年後に、雇用管理改善の取り組みにより賃金を2%以上のアップ、0%以上の生産性向上を達成した場合。
- (2) 計画達成助成（2回目）  
50万円～150万円（助成額は設備導入費用により変動）  
計画の開始から2年後に、引き続き生産性の向上に資する設備等を活用しており、かつ4%以上の賃金アップと、2%以上の生産性向上を達成した場合。
- (3) 目標達成時助成  
80万円～200万円（助成額は設備導入費用により変動）  
計画の開始から3年後に、引き続き生産性の向上に資する設備等を活用しており、かつ6%以上の賃金アップと、6%以上の生産性向上を達成した場合。

## お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

## 雇用・人材

発達障がい者又は難治性疾患患者を雇用する企業のために

## 特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

## ●対象事業主

公共職業安定所等の紹介により、発達障がい者又は難治性疾患患者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

## ●事業内容

発達障がい者又は難治性疾患患者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められ、対象労働者の雇用状況の報告をする事業者に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

## ●助成内容

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額		支給回数
短時間労働者 以外の者	中小企業以外	1年間	第1期25万円	第2期25万円	2回
	中小企業	2年間	第1期30万円 第3期30万円	第2期30万円 第4期30万円	4回
短時間労働者	中小企業以外	1年間	第1期15万円	第2期15万円	2回
	中小企業	2年間	第1期20万円 第3期20万円	第2期20万円 第4期20万円	4回

## ●その他

雇用状況の報告とは、

発達障がい者については、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱える場合が多く、これらは仕事をする上で重要な能力であることから就職及び職場定着に至らない者が少なくない状況にあります。

また、難治性疾患患者は、疾患が慢性化しており十分に働くことができる場合もあるにもかかわらず、就労に当たっては様々な制限・困難に直面している状況にあります。このため、対象労働者の雇用の状況などその雇用管理に関する事項について報告することを求めています。

## お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

障がい者の職場定着を行う事業主を支援するために

**障害者雇用安定助成金**

雇用する障がい者の職場定着を図るため、障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫を講じる事業主、職場定着に困難を抱える障がい者に対して、ジョブコーチ計画に基づく支援を行う事業主、労働者の障がいや傷病の特性に応じた治療と仕事で両立させるための専門人材の配置、両立支援制度の実施及び障がい者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置、整備を行った事業主に対して支給されます。

## 1 障害者職場定着支援コース

障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置（①～⑦）を講じる事業主に支給。

## ① 柔軟な時間管理・休暇取得

労働時間の調整や通院又は入院のための特別な有給休暇の付与を継続的に講じる事業主

・支給額

1人あたり8万円（中小企業以外は6万円）

## ② 短時間労働者の週所定労働時間を延長する措置を講じる事業主

・支給額

【身体・知的障害者（重度）、精神障害者】

20時間未満→30時間以上 1人あたり54万円（中小企業以外40万円）

20時間未満→20時間以上30時間未満 1人あたり27万円（中小企業以外20万円）

20時間以上30時間未満→30時間以上 1人あたり27万円（中小企業以外20万円）

【上記以外の障がい者】

20時間未満→30時間以上 1人あたり40万円（中小企業以外30万円）

20時間未満→20時間以上30時間未満 1人あたり20万円（中小企業以外15万円）

20時間以上30時間未満→30時間以上 1人あたり20万円（中小企業以外15万円）

## ③ 有期契約労働者を正規雇用労働者（※）又は無期雇用労働者に、無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する事業主

（※）多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）を含む。

・支給額

【身体・知的障害者（重度）、精神障害者】

有期→正規 1人あたり120万円（中小企業以外90万円）

有期→無期 1人あたり60万円（中小企業以外45万円）

無期→正規 1人あたり60万円（中小企業以外45万円）

【上記以外の障がい者】

有期→正規 1人あたり90万円（中小企業以外67.5万円）

有期→無期 1人あたり45万円（中小企業以外33万円）

無期→正規 1人あたり45万円（中小企業以外33万円）

④ 業務に必要な援助や指導を行う職場支援員（※）を配置する事業主

（※）職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限

・支給額（助成対象期間は2年間（精神障害者は3年間）が上限）

【職場支援員を雇用契約又は業務委託契約により配置】

1人あたり月額4万円（中小企業以外月額3万円）

短時間労働者は、月額2万円（中小企業以外月額1.5万円）

【職場支援員を委嘱契約により配置】

委嘱による支援1回あたり1万円

⑤ 職場復帰のための必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる事業主

・支給額（助成対象期間は、1年間が上限）

1人あたり月額6万円（中小企業以外月額4.5万円）

⑥ 中高年障害者（※）に対して必要な職務適応の措置を行う事業主

・支給額（助成対象期間は、1年間が上限）

1人あたり70万円（中小企業以外50万円）

（※）対象となる事業主に一般被保険者として10年以上雇用されている労働者であり、かつ、措置開始日時点で満45歳以上である者

⑦ 障害者支援に関する知識等を習得させるための講習を雇用する労働者に受講させる事業主

・支給額（講習に要した費用に応じて助成）

5万円以上～10万円未満 1事業所あたり3万円（中小企業以外2万円）

10万円以上～20万円未満 1事業所あたり6万円（中小企業以外4.5万円）

20万円以上 1事業所あたり12万円（中小企業以外9万円）

2 障害者職場適応援助コース

職場適応援助者（※）による援助を必要とする障がい者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に支給。

（※）ジョブコーチとも呼ばれ、障がい者、事業主及び当該障がい者の

家族に対して障がい者の職場適応に関するきめ細かな支援をする担当者

① 訪問型職場適応援助者による支援

- ・支給額(助成対象期間は、1年8か月(精神障害者は2年8か月)が上限)  
1日の支援時間が4時間以上(精神障害者は3時間以上)の日 16,000円  
1日の支援時間が4時間未満(精神障害者は3時間未満)の日 8,000円

② 企業在籍型職場適応援助者による支援

- ・支給額(助成対象期間は、6か月が上限)  
<精神障害者の支援>  
1人あたり月額12万円(中小企業以外月額9万円)  
短時間労働者は、月額6万円(中小企業以外月額5万円)  
<精神障害者以外の支援>  
1人あたり月額8万円(中小企業以外月額6万円)  
短時間労働者は、月額4万円(中小企業以外月額3万円)

3 障害や傷病治療と仕事の両立支援コース

労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立できる制度の導入及び両立支援に関する専門人材の配置並びに両立支援制度の実施を行う事業主に支給。

① 環境整備に対する助成

- 企業在籍型職場適応援助者を配置した場合 30万円
- 両立支援コーディネーターを配置した場合 20万円

② 制度活用に対する助成

- 両立支援コーディネーターを活用し両立支援制度を運用し、就業上の措置を行った場合 20万円

4 中小企業障害者多数雇用施設設置等コース

障がい者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき重度身体障害者、知的障害者(療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所等による判定を受けている者に限る。)又は精神障害者(精神保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)を継続して雇用する(対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。)労働者として新たに5人以上雇入れ、その雇入れ後障がい者を10人以上継続雇用するとともに、当該事業所の施設又は設備等の設置、整備(工事費用又は購入費用について、契約1件あたり20万円以上で、

[労働関係助成金等]

その費用の合計額が1,500万円以上のものに限る。)を行った事業主に対し、助成金を支給します。

支給対象期間は、対象労働者の雇入れ及び施設等の設置等が完了した日（貸金締切日が定められている場合はその翌日）から起算した6か月を第1期支給対象期とし、以後は、1年ごとに第2期、第3期として支給します。なお、支給額は、以下のとおりです。

設置・設備に要した費用	対象労働者数					
	5～9人		10～14人		15人以上	
	第1期	第2、3期	第1期	第2、3期	第1期	第2、3期
1,500万円以上 3,000万円未満	500万円 (720万円)	250万円 (90万円)	500万円 (720万円)	250万円 (90万円)	500万円 (720万円)	250万円 (90万円)
3,000万円以上 4,500万円未満	500万円 (720万円)	250万円 (90万円)	1,000万円 (1,440万円)	500万円 (180万円)	1,000万円 (1,440万円)	500万円 (180万円)
4,500万円以上	500万円 (720万円)	250万円 (90万円)	1,000万円 (1,440万円)	500万円 (180万円)	1,500万円 (2,160万円)	750万円 (270万円)

※事業主の希望により、下段（ ）内の支給額を選択することも可能です。

**お問い合わせ**

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

初めて障がい者を雇用する中小企業のために

## 特定求職者雇用開発助成金 (障害者初回雇用コース)

障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がい等で手帳等の交付を受けている者）の雇用経験（過去3年以内に障がい者の雇用実績のない事業主）のない中小企業（45.5人～300人の事業主、除外率が適用される場合は控除後の労働者数）において、公共職業安定所等の紹介により上記障がい者を継続して雇用し、法定雇用障がい者数以上となった場合に支給されます。

支給額は1人目の対象労働者を雇用した日の翌日から起算して3か月後の日までの間に法定雇用率を達成し、奨励金の支給後も継続して雇用（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）されることが確実であると認められる事業主に対し、120万円が支給されます。

ただし、就労継続支援A型の事業を実施している事業主は対象となりません。

## お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）  
厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課  
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

## 雇用・人材

最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業事業主を支援するために

**中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）**

## ●対象者

事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者

※引き上げる賃金額により支給対象者が異なります。

## ●事業及び助成内容

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

## ●支給要件

1 賃金引上計画を策定すること

・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）

2 引上げ後の賃金額を支払うこと

3 生産性向上に資する機器・設備などの導入や、人材育成・教育訓練等を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと

（(1)単なる経費削減のための経費、(2)職場環境を改善するための経費、(3)通常の事業活動に伴う経費は除きます。）

4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと など

## ●助成額

申請コースごとに定める引上げ額以上事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等に要した費用に助成率を乗じて算出した額（上限額あり、千円未満端数切り捨て）を助成します。

申請コース区分	事業場内最低賃金	引上げ額	助成率	引上げ労働者数	上限額
30円コース	1,000円未満	30円以上	7/10（常時使用する労働者が企業全体で30人以下の事業場は3/4）※生産性要件を満たした場合は3/4（4/5）	1～3人	50万円
40円コース	800円以上1,000円未満	40円以上		4～6人	70万円
				7人以上	100万円
				1人以上	70万円

## ●その他

業務改善計画（設備投資など実行計画）と賃金引上計画（事業場内最低賃金の引上げ計画）を策定し、事前に島根労働局の審査・交付決定を受けることが必要です。

## お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-20-7007

雇用・人材

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のために

人材開発支援助成金

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額 注：( ) 内は中小企業以外	
			生産性要件を満たす場合	
特定訓練コース	・中小企業以外 ・中小企業 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能継承等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 について助成	Off-JT 経費助成：45 (30) % 【60 (45) % (※1)】 賃金助成：760 (380) 円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665 (380) 円/時・人	Off-JT 経費助成：60 (45) % 【75 (60) % ※1】 賃金助成：960 (480) 円/時・人 OJT<雇用型訓練に限る>/時・人 実施助成：840 (480) 円
一般訓練コース	・中小企業 ・事業主団体等	・他の訓練コース以外の訓練 について助成	Off-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円/時・人	Off-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円/時・人
教育訓練休暇付与コース	・中小企業	・有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	定額助成：30万円	定額助成：36万円
特別育成訓練コース (旧キャリアアップ助成金人材育成コース) (※2)	・中小企業以外 ・中小企業	・一般職業訓練 ・有期実習型訓練 ・中小企業等担い手育成訓練 について助成	Off-JT 経費助成：実費 (※3) 賃金助成：760 (475) 円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：760 (665) 円/時・人	Off-JT 経費助成：実費 (※3) 賃金助成：960 (600) 円/時・人 OJT<一般職業訓練を除く> 実施助成：960 (840) 円/時・人
・建設労働者認定訓練コース (旧建設労働者確保育成助成金)	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体 (経費助成のみ)	・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練 について助成	経費助成 (訓練を実施した場合)： 広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の1/6  賃金助成 (雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合)：4,750 円/日・人	賃金助成 (雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合)：6,000 円/日・人
・建設労働者技能実習コース (旧建設労働者確保育成助成金)	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体 ・建設事業主 ・建設事業主団体 (女性建設労働者のみ)	・安衛法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習などについて助成	経費助成 20人以下中小建設事業主：75% 21人以上中小建設事業主 35歳未満：70% 35歳以上：45% 建設事業主 (女性建設労働者)：60% 賃金助成 20人以下：7,600円/日・人 21人以上：6,650円/日・人	経費助成 20人以下中小建設事業主：90% 21人以上中小建設事業主 35歳未満：85% 35歳以上：60% 建設事業主 (女性建設労働者)：75% 賃金助成 20人以下企業：9,600円/日・人 21人以上企業：8,400円/日・人
・障害者職業能力開発コース	・事業主又は事業主団体	・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費 (人件費、教材費等) に対する助成	(施設等) 3/4 (上限額:5,000万円、更 新の場合は1,000万円) (運営費) 4/5 (上限額:1人当たり17 万円) (※4)	—

※1・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野 (特定分野) の場合  
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合  
※2・非正規雇用労働者が対象  
※3・一人当たり。訓練時間数に応じた上限額を設定。(中小企業等担い手育成訓練は対象外)  
※4・重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者以外は3/4 (上限額16万円)、重度障害者等が就職した場合10万円を追加支給。

お問い合わせ

【注意】助成コースに応じてお問い合わせ先が異なります

- ①厚生労働省 島根労働局 職業安定部 訓練室  
TEL 0852-20-7028 FAX 0852-20-7025
- ②各公共職業安定所 (ハローワーク)  
厚生労働省 島根労働局 職業安定部 訓練室  
TEL 0852-20-7028 FAX 0852-20-7025
- ③各公共職業安定所 (ハローワーク)  
厚生労働省 島根労働局 職業安定部 職業対策課  
TEL 0852-20-7022 FAX 0852-20-7025

認定職業訓練を実施するために

## 認定職業訓練助成事業費補助金

- 対象者  
認定職業訓練を行う中小企業事業主、中小企業事業主の団体若しくはその連合団体又は職業訓練法人等
- 事業内容  
職業能力開発促進法に定める基準に基づく訓練として知事の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）の運営に要する経費の一部を補助
- 補助内容  
補助対象経費  
集合して学科又は実技の訓練を行う場合に要する経費で、運営費、施設・設備費が対象
- 補助率  
補助対象経費の2 / 3以内

お問い合わせ

島根県商工労働部 雇用政策課 産業人材育成グループ  
TEL 0852-22-5299 FAX 0852-22-6150

伝統の技術・技法を受け継ぐ後継者の確保、育成のために

## 伝統工芸雇用就業資金貸付金

- 対象者  
知事が指定する島根県ふるさと伝統工芸品製造者
- 事業内容  
伝統工芸品製造の後継者の確保・育成を促進し、県内の伝統工芸品を承継していくため、島根県ふるさと伝統工芸品製造の後継者を雇用した製造者に対し、研修教育費の貸付を行います。
- 貸付内容  
後継者育成計画の認定を条件に、(一社)島根県物産協会を通して、研修教育費(1人当たり月5万円)を無利子で貸付します。  
一定期間の継続雇用により、償還免除の制度があります。

### お問い合わせ

(一社)島根県物産協会

TEL 0852-22-5758

FAX 0852-25-6785

島根県しまねブランド推進課 物産企画グループ

TEL 0852-22-6397

FAX 0852-22-6859

仕事と子育てや介護を両立できる環境の整備や、女性の活躍を促進するために

## 両立支援等助成金

〈 〉内は、生産性の向上が認められる場合の額です。

### ①出生時両立支援コース

#### ●対象者

雇用保険適用事業主

#### ●事業内容

男性労働者が育児休業等を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を取得させたり、子の出生前後に育児や配偶者の出産支援のために取得できる育児目的休暇の制度を新たに導入後、男性がその制度を利用した場合に、事業主に一定額を助成します。

#### ●助成内容（助成額）

		中小企業	中小企業以外
育児休業※1	1人目	57万円〈72万円〉	28.5万円〈36万円〉
	2人目以降	14.25～33.25万円〈18～42万円〉※2	
育児目的休暇(1企業1回限り)		28.5万円〈36万円〉	14.25万円〈18万円〉

※1 1企業当たり1年度に10人までの支給となります。

※2 取得した育児休業期間によって助成額が異なります。

### ②介護離職防止コース

#### ●対象者

雇用保険適用事業主

#### ●事業内容

仕事と介護の両立支援のための職場環境整備を行い、「介護支援プラン」の作成により、介護休業の円滑な取得および職場復帰又は介護のための勤務制度の利用の支援を行った事業主に一定額を助成します。

#### ●助成内容（助成額）

	中小企業	中小企業以外
介護休業の利用	57万円〈72万円〉	38万円〈48万円〉
介護制度の利用	28.5万円〈36万円〉	19万円〈24万円〉

※1 企業当たり2人まで（無期契約労働者、有期契約労働者各1人）の支給となります。

## ③育児休業等支援コース

## ●対象者

雇用保険適用中小企業事業主

## Ⅰ 育休取得時・職場復帰時

## ●事業内容

「育休復帰支援プラン」の作成により育児休業の円滑な取得及び職場復帰の支援を行い、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。

## ●助成内容（助成額）

育休取得時	28.5万円〈36万円〉
職場復帰時（職場支援加算あり※）	28.5万円〈36万円〉

1企業当たり2人まで（無期契約労働者、有期契約労働者各1人）の支給となります。

※育児休業者の職場支援の取組みをした場合、職場復帰時に職場支援加算（19万円〈24万円〉）を加算して助成します。

## Ⅱ 代替要員確保時

## ●事業内容

育児休業取得者の代替要員を確保し、休業取得者を原職等に復職させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。

## ●助成内容

支給対象労働者1人当たり	47.5万円〈60万円〉
支給対象労働者が有期契約労働者の場合	9.5万円〈12万円〉加算

1企業当たり1年度に10人までの支給となります。

## ●支給対象期間

5年間

## Ⅲ 職場復帰後支援

## ●事業内容

小学校就学の始期に達する前の子を対象とした看護等のための休暇制度（有給休暇、時間単位での付与）、保育サービス費用補助制度を新たに導入し、育児休業から職場復帰後6か月以内に制度を利用させた場合、中小企業事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

	制度導入時※1	28.5万円〈36万円〉
制度利用時	子の看護休暇制度※2	制度取得した時間 1時間当たり1,000円〈1,200円〉
	保育サービス※3	補助した費用の2／3の額

※1 休暇制度等の導入または保育サービス費用補助制度のどちらか1回限りの支給となります。

※2 最初の申請から3年以内に5人までの支給となります。

※3 最初の申請から3年以内に5人までの支給となります。

④再雇用者評価処遇コース

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した労働者が就業可能となった場合に復帰でき、適切に評価され配置・処遇される再雇用制度を導入し、再雇用者を継続雇用した事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

	中小企業	中小企業以外
再雇用1人目	38万円〈48万円〉	28.5万円〈36万円〉
再雇用2～5人目	28.5万円〈36万円〉	19万円〈24万円〉

※上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給します。

⑤女性活躍加速化コース

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

女性活躍推進法に基づき、自社の助成の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して具体的に取り組み、目標を達成した事業主にそれぞれ一定額を助成します。

## ● 助成内容（助成額）

	中小企業※	中小企業以外
加速化Aコース（取組目標達成時）	28.5万円〈36万円〉	—
加速化Nコース（数値目標達成時）	28.5万円〈36万円〉	—
女性管理職比率が基準値以上に上昇した場合	47.5万円〈60万円〉	28.5万円〈36万円〉

1企業当たり各コース1回限りの支給となります。

※本コースでは産業に関わりなく常用労働者300人以下の企業をいいます。

☆ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。支給要領や『支給申請の手引き』は、順次、厚生労働省ホームページに掲載予定です。

厚生労働省ホームページ／両立支援等助成金に関するページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室

TEL 0852-20-7007

事業所のドナー休暇制度導入を支援します

## しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

### ●事業内容

ドナーが骨髄等の提供を行いやすい環境を整備することを目的として、ドナーが従事する事業所に対して、骨髄等の提供に要するドナーの休暇期間について、人件費相当を助成します。

### ●対象事業所及び支給要件

ドナーが従事する県内事業所で、以下のいずれも満たすもの

- ①従業員の骨髄等の提供に際して要する入通院に対して有給による休暇（通常の有給休暇を除く）を付与した場合
- ②就業規則等において、①の休暇が「ドナー休暇」などの名称で位置付けられている場合又は新たに位置付けた場合

### ●助成金

対象有給休暇付与日数×7,000円 上限：49,000円

1回の休みが1日（8時間）に満たない場合は、1日未満の付与した休暇の総時間数を8で除して得た数（1未満の端数があるときは、小数点第2位以下は切り捨て）とする。

支給要件・支給手続き等の詳細については、下記にお問い合わせください。

### お問い合わせ

(公財)ヘルスサイエンスセンター島根 しまねまごころバンク  
〒693-0021 島根県出雲市塩冶町223-7  
TEL 0853-22-2556 FAX 0853-25-8823  
ホームページ <http://www.hsc-shimane.jp/transplant/786>

出産後も働きつづけられる職場環境づくりを支援するために

## 出産後職場復帰促進奨励金 (中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業)

従業員が出産・育児のために仕事をやめることなく、出産後復職しやすい職場環境づくりを推進し、中小・小規模事業者等の県内事業所での継続雇用の拡大を図ります。

### ●事業内容

中小企業事業主等に対して、従業員が出産後復職し、職場復帰後3ヶ月以上の勤務をした場合、奨励金を支給します。

#### (1) 対象事業者

島根県内に本社（または主たる事業所）がある中小・小規模事業者等（社会福祉法人・医療法人・NPO法人・個人事業主なども対象）

#### (2) 支給要件

- ・従業員数50人未満の県内の事業所
- ・産前産後休業又は育児休業を取得した従業員（パート等、就業形態は問わない）を職場復帰させ、3か月以上雇用していること。
- ・請求できる期間は、職場復帰後3か月経過した日から1年間

#### (3) 支給額

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| ① 育児休業取得3か月未満等      | 10万円/人（産休のみも可） |
| ② 育児休業取得3か月以上17か月未満 | 20万円/人         |
| ③ 育児休業取得17か月以上      | 40万円/人         |

### お問い合わせ

松江商工会議所 TEL 0852-25-2556  
 島根県商工会連合会（本所） TEL 0852-21-0651  
 （石見事務所） TEL 0855-22-3590  
 島根県商工労働部 雇用政策課 多様な就業推進室  
 女性・高齢者等就業支援グループ  
 TEL 0852-22-5309 FAX 0852-22-6150  
 ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/tayo-syugyo/>

自らの就業機会の創出と、生涯現役社会の実現に向けて

## 生涯現役起業支援助成金

中高年齢者が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）の雇入に伴う雇用機会の創出を行う事業主に対して助成するものであり、中高年齢者の雇用機会の確保を図り、生涯現役社会の実現の推進を目的としています。

### ●主な支給要件

- 1 起業者が起業した法人または個人事業の業務に専ら従事すること。
- 2 起業基準日における企業者の年齢が、40歳以上であること。
- 3 起業基準日から起算して11か月以内に「雇用創出措置に係る計画書」を提出し、労働局長の認定を受けていること。
- 4 計画期間内に、60歳以上の対象労働者を1人以上、40歳以上60歳未満の対象労働者を2人以上、又は40歳未満の対象労働者を3人以上（40歳以上の対象労働者を1人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては40歳未満の対象労働者を2人）を雇い入れること。

### ●助成対象費用

計画期間内に行った雇用創出措置に要した費用で、計画期間の初日から支給申請日までに支払いを行った費用。

- 1 募集・採用に関する費用
- 2 教育訓練に関する費用

### ●助成額等

#### 【雇用創出措置助成】

- 1 起業者が60歳以上の場合：助成率2／3、上限200万円
- 2 起業者が40歳～59歳の場合：助成率1／2、上限150万円  
※助成対象費用ごとに助成額の上限があります。

#### 【生産性向上助成】

計画書を提出した年度から3年度経過後に生産性要件を満たしていた場合に支給。上記により助成された額の25%の額。

### お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業対策課

TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025

学校等の既卒者か中退者が応募可能な新卒求人の申込みや募集を新たに行う事業主へ

## 特定求職者雇用開発助成金三年以内既卒者等採用定着コース

### ●対象者

学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、次の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない者を採用し、採用後一定期間定着させた事業主

- ①学校（小学校および幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業生、または中退者
- ②公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、または中退者

### ●事業内容

中小企業を中心に、若者の人材確保が困難な状況が続いているものの、既卒者や中退者を新規学卒枠で受け入れることについては、ノウハウの不足などにより消極的な面が見られます。

このため、新規学卒枠で既卒者や中退者を採用・育成する事業主に対し、助成金を支給することにより、既卒者及び中退者の応募機会の拡大並びに企業の人材確保の支援を図ることを目的としています。

### ●助成内容

企業区分	対象者 (コース名)	1人目		
		1年定着後	2年定着後	3年定着後
中小企業	既卒者等コース	50万円	10万円	10万円
	高校中退者コース	60万円	10万円	10万円
中小企業以外	既卒者等コース	35万円	—	—
	高校中退者コース	40万円	—	—
認定企業	全てのコース	10万円加算	—	—

※認定企業：若者雇用促進法に基づく認定企業（コースエール認定企業）

### ●その他

#### 【既卒者等コース】

- (1) 既卒者・中退者が応募可能な新卒求人（※1）の申込みまたは募集（少なくとも卒業または中退後3年以内の者が応募可であることが必要です）を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者（※2）として雇用したこと
- (2) これまで既卒者等を新卒枠で雇い入れたことがないこと

**【高校中退者コース】**

- (1) 高校中退者が応募可能な高卒求人（申込みまたは募集（少なくとも中退後3年以内の者が応募可であることが必要です）を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと
  - (2) これまで高校中退者を高卒枠で雇い入れたことがないこと
- ※1 新卒求人とは、学校（小学校および幼稚園を除く。）等を卒業または修了することが見込まれる者（学校卒業見込者等）であることを条件とした求人をいいます。なお、高校中退者が応募可能な高卒求人は除きます。
- ※2 通常の労働者とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

**お問い合わせ**

各公共職業安定所（ハローワーク）

厚生労働省島根労働局職業安定部 職業安定課

TEL 0852-20-7018 FAX 0852-20-7025

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

## 受動喫煙防止対策助成金

### ●事業内容

喫煙室の設置などにかかる設備・工事費用の半額（ただし、喫煙室の設置等を講じる事業場が飲食店の場合は2/3）（上限額100万円）を助成します。助成の対象となる措置は次の①から③までであり、組み合わせても構いません。

①喫煙室の設置・改修

②屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修（①と②はすべての業種が助成対象です）

③換気装置の設置など（③は宿泊業・飲食店のみが助成対象です）

### ●対象となる事業主

次の(1)から(3)までのすべてを満たす事業主

(1) 労働者災害補償保険の適用事業主（年度更新書類の写しを提出いただきます）

(2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

労働者数が資本金のどちらか一方を満たせば、中小企業事業主となります。

業種	労働者数	資本金	
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

(3) 喫煙室等の措置区域以外の区域を禁煙とする事業主

### ●その他

- ・助成は1事業場につき1回です。工事着手前に申請いただく必要があります。
- ・2か所以上の喫煙室等の設置を検討される場合は1件の申請にまとめてください。
- ・詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

### お問い合わせ

厚生労働省島根労働局労働基準部 健康安全課

TEL 0852-31-1157 FAX 0852-31-1163

労働時間等の設定の改善により、仕事と生活の調査に取り組む  
中小企業事業主の皆様へ

## 時間外労働等改善助成金（職場意識改善助成金より改称）

時間外労働上限設定コース（拡充）	勤務間インターバル導入コース（拡充）
<p><b>【助成概要】</b> 時間外労働の上限設定を行う中小企業事業主に対し助成</p> <p><b>【対象事業主】</b> ①時間外労働が月80時間（休日労働を含む）・年720時間を超える特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間を超える時間外労働等を複数月行った労働者がいた中小事業主（単月に複数名が行った場合を含む） ②時間外労働が月80時間（休日労働を含む）・年720時間以下の特別条項付き36協定を締結し、現に当該時間の範囲の時間外労働等を複数月行った労働者がいた中小事業主（単月に複数名が行った場合を含む）</p> <p><b>【助成率、上限額】</b> ・費用の3/4を助成 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 ・①平成30年度（又は平成31年度）に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定 ⇒上限150万円 ※月45時間を超え月60時間以下の設定に留まった場合 ⇒上限額100万円 月60時間を超え月80時間以下・年720時間以下の設定に留まった場合 ⇒上限額50万円 ・②平成30年度（又は平成31年度）に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間・年360時間以下に設定 ⇒上限100万円 ・③①又は②に加え、週休2日制とした場合、度合いに応じて上限額を加算 ⇒4週当たり 4日増100万円、3日増75万円、2日増50万円、1日増25万円 ※上限額の合計は200万円まで</p>	<p><b>【助成概要】</b> 勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成</p> <p><b>【対象事業主】</b> 新規に9時間以上の勤務間インターバルを導入する中小事業主</p> <p><b>【助成率、上限額】</b> ・費用の3/4を助成 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成 ・上限額はインターバル時間数等に応じて、9時間以上11時間未満 ⇒40万円 11時間以上 ⇒50万円</p>
<p><b>【助成対象】（3コース共通）</b> 就業規則等の作成・変更費用、研修費用（業務研修を含む）、外部専門家によるコンサルティング費用、機器等の導入・更新費用、人材確保等のための費用等労働時間短縮や生産性向上に向けた取組に必要な経費 ※在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を支援する『テレお問い合わせ先：テレワーク相談センター 0120-91-6479 ※ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。厚生労働省ホームページをご覧ください。</p>	

職場意識改善コース（拡充）	団体推進（新規）
<p><b>【助成概要】</b>                      年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減等を推進する中小企業事業主に対し助成</p> <p><b>【対象事業主】</b>                      以下の目標を達成した中小事業主                      &lt;年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組&gt;                      ①年休の年間平均取得日数を4日以上増加                      ②月間平均残業時間数を5時間以上削減                      &lt;週所定労働時間を40時間以下とする取組&gt;                      特別措置対象事業主が週所定労働時間を40時間以下とすること</p> <p><b>【助成率、上限額】</b>                      &lt;年次有給休暇の取得促進・所定外労働の削減の取組&gt;                      費用の1/2～3/4を助成、上限100万円                      ※年休の年間平均取得日数を12日以上増加させた場合には上限額50万円を加算                      &lt;週所定労働時間を40時間以下とする取組&gt;                      費用の3/4を助成、上限50万円                      ※3/4の助成について、事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成</p>	<p><b>【助成概要】</b>                      3社以上の中小企業の事業主団体において、傘下企業の時間外労働の上限規制への対応に向けた取組に要した費用を助成</p> <p><b>【支給要件】</b>                      傘下企業のうち、1/2以上の企業について、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行うこと</p> <p><b>【上限額】</b>                      上限500万円                      ※都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合は、上限1,000万円</p> <p><b>【助成対象】</b>                      会議開催費用、実態調査費用、セミナー開催又は受講費用、巡回指導費用、人材確保等のための費用など、労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に必要な経費</p>
<p>労務管理用機器等の導入・更新費用、労働能率の増進に資する設備・ワークコース』もあります。</p>	

[労働関係助成金等]

職場意識改善助成金（H29）

時間外労働等改善助成金（H30）

時間外労働上限設定コース  
(月45時間・年360時間に上限設定  
した場合に助成)



時間外労働上限設定コース

拡充

勤務間インターバル導入コース



勤務間インターバル導入コース

拡充

職場環境改善コース



職場意識改善コース

統合

所定労働時間短縮コース  
特例（週44時間制）事業場が対象



（新規）団体推進コース

新設

お問い合わせ

厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室  
TEL 0852-20-7007

## 女性の能力と発想を企業の力に

## しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金

## ●事業内容

県内企業・団体における女性活躍推進に向けた取組みを促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加につながる優良な取組みを支援します。

## ●補助対象事業者及び補助金額等

区分	補助対象事業者	補助対象経費	補助金額	補助率	補助期間
企業支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次のいずれにも該当すること</li> <li>・「しまね女性の活躍応援企業」登録企業であり、かつ、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（以下「計画」という。）を島根労働局に届け出ていること</li> <li>・中小企業事業主であること</li> <li>・雇用保険適用事業主であること</li> <li>・計画に複数の取組内容が記載されていること</li> </ul>	計画に記載された数値目標に係る取組みを実施するために必要な経費	150千円 ～ 1,333千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>①小規模企業または主たる事業所を中山間地域・離島に有する中小企業事業主 2 / 3以内</li> <li>②①以外の事業主 1 / 2以内</li> </ul>	交付決定の日から年度末まで
団体支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○次のいずれにも該当すること</li> <li>・「しまね女性の活躍応援企業」登録団体であること</li> <li>・「5者以上の民間事業主で構成する団体」にあつては、構成員の2 / 3以上が中小企業事業主であること</li> </ul>	「しまね女性の活躍応援企業」登録申請書類の「県版行動計画」に記載された、働く女性の活躍推進の取組みを実施するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>①主たる事務所を中山間地域・離島に有する団体 2 / 3以内</li> <li>②①以外の団体 1 / 2以内</li> </ul>		

## ◇しまね女性の活躍応援企業とは◇

女性活躍の推進に向けて一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている企業等を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し、広くPRを行います。

## お問い合わせ

島根県環境生活部 環境生活総務課 男女共同参画室  
TEL 0852-22-5245 FAX 0852-22-5636  
E-mail danjokyodo@pref.shimane.lg.jp